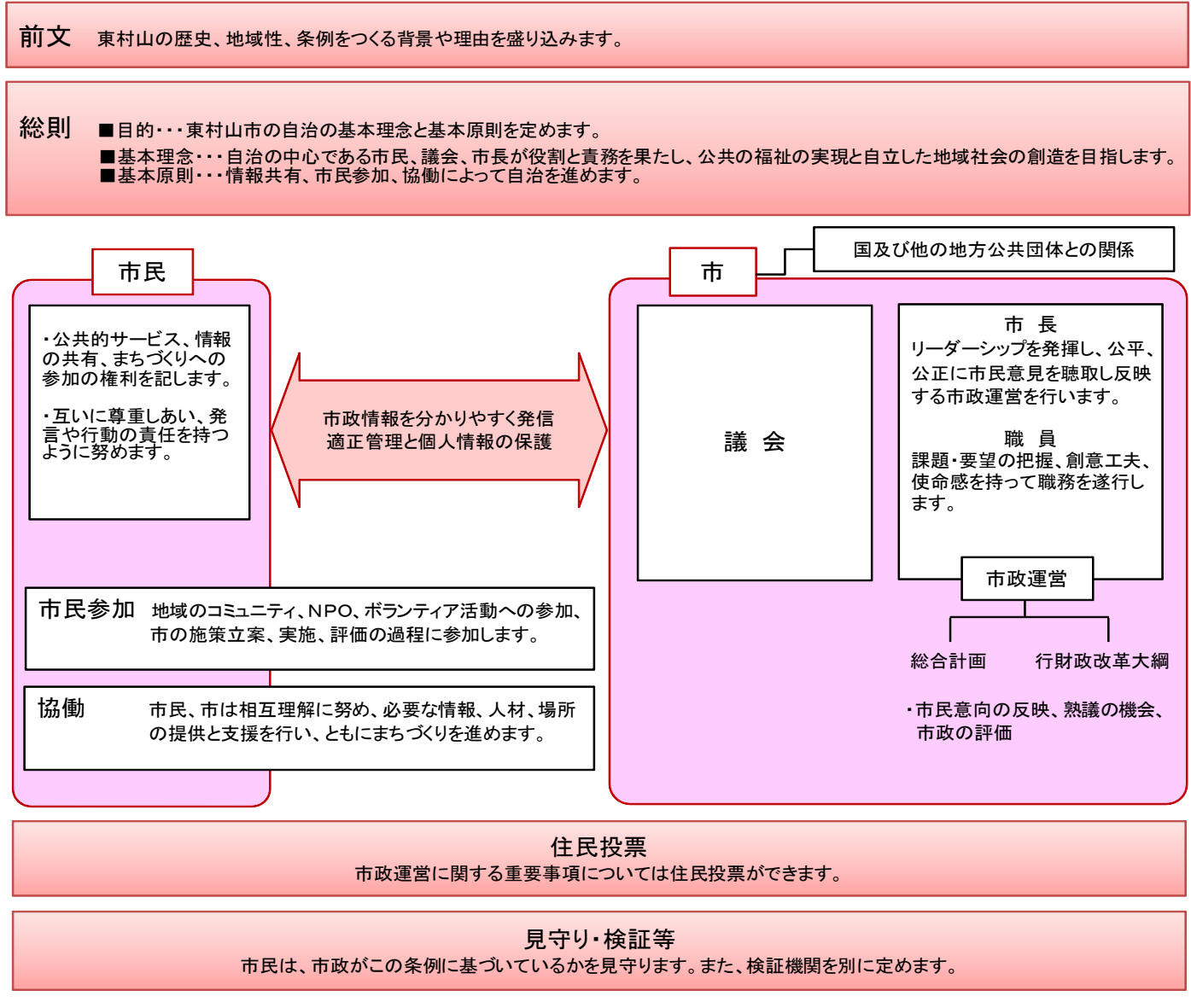


条例の考え方と構成(図)



(仮称) 自治基本条例の考え方、名前について
ご意見をお寄せください



この条例の名前

審議会や市民会議からは、市民にとって、親しみやすく分かりやすい名前にしたらどうかとの意見が出され、多くの提案をいただきました。詳しくは市民会議から出された『報告書』から、一例を挙げますと下記のとおりです。

- (例)
- 東村山市自治基本条例
 - 東村山市まちづくり基本条例
 - 住みよい街づくり東村山基本条例
 - 私たちのまちのつくり方
 - 東村山市民のための条例
 - 東村山市自治のまち基本条例
 - 緑を未来へつなげる自治基本条例
 - この街に興味・関心を持つ条例
 - ひがしむら山盛自治基本条例
 - 手と手をつなごう！あなたと私の東村山まちづくり条例 など

【お問い合わせ】
東村山市役所経営政策部企画政策課
電話 042-393-5111 (内線 2213・2214)

東村山市では、自治（まちづくり）の中心となる市民と、議会・市役所が、互いに助け合いながら豊かで平和なまちを築き、次世代に引き継ぐための基礎的なルール（(仮称)自治基本条例）をつくっています。

この条例の考え方と名前について、ご意見をお寄せください。

募集期間：平成 25 年 10 月 15 日(火)～11 月 4 日(月・祝)

条例案は、各公共施設や市ホームページでごらんいただけます。
この案は、今回の意見募集や審議会でも出された意見、市議会での審議等を踏まえ、今後内容が変わる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

（仮称）東村山市自治基本条例の考え方と構成

ここで示す条例の考え方と構成の案は、東村山市の「（仮称）自治基本条例」をみんなで考えるための手続に関する条例に基づき、自治基本条例策定市民会議（23年10月～25年3月）の『報告書』を骨子とし、自治基本条例市民参画推進審議会（平成22年6月～）、東村山市民討議会（22年12月）、各種イベントなどで出された多くの意見を積み上げてつくっています。それぞれの関係を示した図は、裏表紙をごらんください。

● 前文

東村山の特徴である水とみどりを中心とする自然、東村山の歴史、多磨全生園を始めとする人権を踏まえ、市制施行宣言や市民憲章を踏まえ、市民一人ひとりが尊重されるとともに、それぞれが誇りと責任を持ち、互いに手をたずさえて、豊かで平和な東村山を築き、次世代に引き継ぐとしています。

● 総則

- ・ 目的
基本理念と基本原則を定めるとともに、まちづくりに必要な基本的事項を定めるとしています。
- ・ 基本理念
「市民は自治の中心である」ことを明記し、市民と、市民から自治の一部を信託された議会・市長は、市民一人ひとりの尊厳と自由の尊重、情報の共有をしながら公共の福祉の実現をめざすとともに、市民どうしや市民と市が互いにつながり、支え合いながら、安心して希望ある自立した地域社会の創造をめざすとしています。
- ・ 基本原則
情報共有の原則、市民参加の原則、協働の原則の3点を掲げています。

● 市民

自治の中心である市民の権利として、公共的サービスを受ける、市と情報共有する、基本理念に基づき自主的、主体的にまちづくりに参加するという3点を掲げるとともに、市民の役割として、互いの立場や意見を尊重すること、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めることとしています。

● 議会

現在、議会基本条例の制定に向けて取組みが行われていることから、議会基本条例によるものとしています。

● 市長・職員

市長は、市の代表としてリーダーシップを発揮し方向性を示すとともに、公平、公正かつ誠実に市民の声を聞き、それを反映しながら職務遂行することとしています。

職員は、「市民全体の奉仕者」として、市民の声に真摯に耳を傾けること、社会経済状況の変化を敏感に捉えること、課題や要望を的確に把握しながら創意工夫に努めること、使命感を持って職務を遂行することを踏まえながらまちづくりに取り組むとしています。

● 情報の共有と管理

- ・ 情報の共有
市民参加や協働の基盤となることから、市が保有する情報は市民のものとの認識に立ち、市民と共有できるよう、市政に関する情報を分かりやすく発信するよう努めるとしています。
- ・ 情報の管理
適正管理や開示を前提にしつつ、情報公開、個人情報保護などは、既に情報公開条例や個人情報保護条例があるため、それらの定めに委ねるとしています。

● 市民参加・協働のまちづくり

- ・ 市民の活動
市民が助け合い、課題解決を図りながら、まちづくりのために主体的な役割を果たすものとして、自治会など地域を基盤とする地域コミュニティ、共通の目的や関心を持つNPO・ボランティアなどの活動を位置づけ

ています。

- ・ 市民参加
市民はまちづくりに主体的に参加するよう努めるとともに、市としては、政策や施策の各過程において市民参加のしくみや手法の整備に努めるとしています。
- ・ 協働
市民・市が、互いに自主的な意思と責任を担い、相互理解に努め、対等の関係でまちづくりを進めるよう努めるとしました。市としては、市民の自主的・主体的な取組みを尊重するとともに、情報、人材、場所等の提供を行いながらまちづくりを進めるとしています。

● 市政運営

- ・ 総合計画と行財政改革大綱を両輪とした市政運営を行うことを位置づけています。
- ・ 総合計画
市の最上位計画として位置付け、このうち、基本構想は議会の議決が必要としています。また、各分野別計画の策定・変更時は、この過程に則して行うとしています。
- ・ 行財政改革大綱
市財政運営を効率的・効果的に進めていくために策定するとともに、財源の確保に努め、限られた財源の中で最大限の効果を出せるよう市政運営を進めると位置づけています。
- ・ 市民意向の反映
市政運営を進めるに当たり、主要な事項については市民意向を反映するように努めること、熟議の機会を設け、必要に応じて幅広い市民意向の調査を行うことを位置づけました。また、反映のしくみも多岐多様にわたることから、市として時代変化を捉え、常に効果的なものを模索するなど不断の努力をすることとしています。
- ・ 市政の評価
より良い市政運営に資するため、市自らが評価を行うほか、独りよがりの評価ではなく、市民が市政を評価するしくみも定期的に設けるとともに、結果は市民に公表し、市政に反映するよう努めるとしています。

● 住民投票

常設型の住民投票制度を設けることを前提としますが、論点が多く、なお時間をかけた議論が必要とされています。そこで、市政運営に関する重要事項について、あらかじめ定めた要件を満たす者の請求があったときは、別に定める住民投票の条例により、住民投票を行うことができるとしています。

要件としては、市議会議員及び市長の選挙権を有する者、すなわち有権者がその総数の6分の1以上の連署を得た者、市議会議員の議員定数の過半数の連署のいずれかによるものとしています。

このほか、市長自身も、市民意向を把握するため、自ら住民投票を発議できることとしています。

● 国及び他の地方公共団体との関係

国、都道府県、市町村が対等・協力の関係にあるとの考え方に立ち、適切な役割分担により、自立した市政運営を行うこととともに、広域的な課題や共通の課題の解決に向けては、相互に連携しながら取り組むよう努めるとしています。

● 見守り・検証等

- ・ 見守り・検証
この条例がつくりっぱなしにならないよう、市民は、市政がこの条例に基づき行われているかを見守るとともに、市は、この条例の施行状況について検証するための附属機関を別途条例で定めることとしています。
- ・ この条例の改正・廃止
この条例は、何年もかけて幅広い市民から多くの意見をいただき、それを積み上げながらつくってきた経過があることや、市政の基本理念・基本原則という市政運営の根本を定めていることを踏まえ、あらかじめ客観的に公平性を保てるように工夫した手法により、市民に対して意見を聴き、その結果を付して議会に付議しなければならないとしています。